

平成29年度 美幌町水道事業水質検査頻度及び設定理由

項目	基準値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	1/5		1/10	原則検査頻度	1/5超過	1/10超過 1/5以下	1/10以下	検査頻度 採水場所	年間検査回数 美幌町役場 給水柱	設定理由	原則検査頻度を減した場合 次の検査年度
					1年1回頻度可	3年1回頻度可									
1 一般細菌	100個/ml以下	0	2	0	検査回数減不可	検査回数減不可	月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可	検査回数減不可	月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	-	-	<0.0003	0.0006	0.0003	3ヶ月1回以上	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	-	-	<0.00005	0.0001	0.00005		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下	-	-	<0.005	0.01	0.005		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.008	0.004		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.50	0.43	0.41	2	1		-	-	○	月1回	12	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため今まで通り毎月検査		
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	-	-	<0.05	0.16	0.08		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	-	-	<0.02	0.2	0.1		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	-	-	<0.0002	0.0004	0.0002		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	-	-	<0.0005	0.01	0.005		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	-	-	<0.001	0.008	0.004		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	-	-	<0.001	0.004	0.002		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	-	<0.0005	0.002	0.001		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	-	<0.0005	0.002	0.001		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001		-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
21 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	0.07	<0.06	検査回数減不可	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001	0.002	0.002	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	0.001	0.002	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)			
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001	0.002	0.002	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.001	0.001	0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	-	-	0.004	0.2	0.1	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.06	0.03	0.03	0.04	0.02	-	○	-	3ヶ月1回	4	法令通り1/5超過のため年4回(PAC使用)			
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01	0.01	0.02	0.06	0.03	-	-	○	月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査			
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	-	-	0.002	0.2	0.1	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度		
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	-	-	5.5	40	20	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度		
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	-	-	<0.001	0.01	0.005	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度		
38 塩化物イオン	200mg/l以下	12.0	12.4	9.6	検査回数減不可	検査回数減不可	概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	-	-	16.8	60	30	3ヶ月1回以上	-	○	-	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
40 蒸発残留物	500mg/l以下	90	92	84	100	50	-	-	○	-	年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回		
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	-	-	<0.02	0.04	0.02	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度		
42 ジェオスミン	0.0001mg/l以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.00002	1E-06	藻の発生する時期	-	-	○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回		
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.00002	1E-06	月1回	-	-	○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回		
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月	-	-	1/2以下	年1回	1	今まで検出されることがなく、1/2以下で水源に汚染のおそれがないが1年に1回		
45 フェノール類	0.005mg/l以下	-	-	<0.0005	0.001	0.0005	1回以上	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度	
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	0.4	0.5	0.6	検査回数減不可	検査回数減不可	概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
47 pH値	5.8~8.6	6.7~7.2	6.7~7.3	6.9~7.1	検査回数減不可	検査回数減不可	概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可	検査回数減不可	概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可	検査回数減不可	概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
50 色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可	検査回数減不可	概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可	検査回数減不可	概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		

注1 過去の成績については、平成29年3月末までの成績です。
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。
 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

